

熊野古道保全体験学習事業業務委託 仕様書

1 委託業務名

熊野古道保全体験学習事業業務委託

2 事業の目的

熊野古道伊勢路の保全に取り組んでいる保全団体の構成員の高齢化が進み、地元の有志を主体とする保全活動は限界に近づいていることから、新たな担い手を確保していくことが喫緊の課題になっている。

熊野古道伊勢路を良好な状態で未来に継承していくために、次世代を担う子どもたちやその家族、SDGs 活動に関心のある企業や団体を対象に、熊野古道の歴史・文化・自然を学習、体験する機会を提供することで、熊野古道の保全活動への関心を高めていく。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

4 委託業務の内容

(1) 業務内容

① 熊野古道伊勢路の保全活動を体験できる日帰りバスツアーの実施（個人対象）

- ・以下の（ア）～（ウ）を内容とした日帰りバスツアーとすること。

なお、参加対象者は、三重県内の（主に）小・中学生及び保護者とすること。また、開催地（地元）の対象者が参加できるように配慮すること。

（ア）熊野古道に関する座学

- ・語り部等による熊野古道の歴史・文化・自然を学習できる内容であること。内容は、参加対象者を踏まえたものとする。
- ・座学の場所は三重県立熊野古道センター（尾鷲市向井12-4）とし、同センターの施設見学ができる時間を取れるようにすること。会場使用料は受託者が負担すること。

（イ）熊野古道伊勢路保全活動体験

- ・語り部、保全団体等と参加者がゴミ拾いや道普請等の保全活動を行いながら、熊野古道伊勢路をウォーキングできるようにすること。
- ・保全活動体験の指導者、語り部等への報償費については委託に含むものとする。
- ・参加者にクマ避け鈴を配布したり、同行スタッフがクマスプレーを携帯したりするなどクマ被害防止対策を十分に行うこと。
- ・ツアー開催日が雨天の場合は、保全活動体験は中止とするが、事業の目的を達成できるような雨天時に対応した企画を実施すること。

(ウ) 東紀州地域の魅力を感じることができる体験の提供

- ・参加者が東紀州地域内において、熊野古道以外の観光スポット等を訪問したり、地域の食の魅力を経験したりできる機会を提供すること。
- ・日帰りバスツアーは2回以上実施し、1回あたりの参加者数は40名程度（うち、開催地の対象者を10名程度）とすること。
- ・ツアー参加費は、県と協議のうえ、参加者1人あたり5,000円以内を目安に設定することとする。
- ・日帰りバスツアーを実施するごとに、参加者に事業の目的を踏まえたアンケート調査を実施し、分析したうえで報告すること。
- ・日帰りバスツアーは、津駅（近鉄、JR）発着を基本とするが、開催地（地元）の参加者向けに別途、集合場所、解散場所を指定すること。
- ・日帰りバスツアー参加者には必ず保険（けが、病気、事故等に対応）を掛けること。
- ・実施内容（座学の内容、保全体験の場所及び内容、ツアーの回数、アンケート内容等）については、提案内容を踏まえ、県及び地元関係者等と協議のうえ、決定するものとする。

② 熊野古道伊勢路の保全活動を体験できる機会の提供（企業・団体対象）

- ・以下の（ア）～（ウ）を内容とした保全活動の体験機会を提供すること。
なお、参加対象者は、三重県内に本社又は事業所等を有する法人、個人とすること。

（ア）熊野古道に関する情報提供

- ・熊野古道の歴史・文化・自然を学習できる情報（パンフレット等）を保全活動実施前に、参加者に配付すること。内容は、参加対象者を踏まえたものとする。
- ・情報提供の代わりに、座学を実施することも可能とする。その場合、可能な限り、座学の場所は三重県立熊野古道センター（尾鷲市向井12-4）とし、同センターの施設見学ができる時間を取れるようにすること。

（イ）熊野古道伊勢路保全活動体験

- ・語り部、保全団体等と参加者がゴミ拾いや道普請等の保全活動を行いながら、熊野古道伊勢路をウォーキングできるようにすること。
- ・参加者にクマ避け鈴を配布したり、同行スタッフがクマスプレーを携帯したりするなどクマ被害防止対策を十分に行うこと。
- ・ツアー開催日が雨天の場合は、保全活動体験は中止とするが、事業の目的を達成できるような雨天時に対応した企画を実施するか、再度、日程調整をして保全活動体験を実施すること。

（ウ）東紀州地域の魅力を感じることができる体験の提供

- ・①（ウ）と同様
- ・保全活動の体験機会の提供は2回以上実施すること。1回あたりの参加者数は問わない。実施費用（三重県立熊野古道センターで座学を実施する場合の会場使用

料、保全活動体験の指導者、語り部等への報償費等を含む)は、原則として、企業・団体の負担とすること。

- ・保全活動を実施するごとに、参加者に事業の目的を踏まえたアンケート調査を実施し、分析したうえで報告すること。
- ・参加者には必ず保険(けが、病気、事故等に対応)を掛けること。
- ・実施内容(情報提供の内容、保全体験の回数・場所・内容、アンケート内容等)については、提案内容を踏まえ、県及び地元関係者等と協議のうえ、決定するものとする。

③ 熊野古道サポーターズクラブ(※1)、熊野古道伊勢路一斉クリーンアップ作戦(※2)のPR

- ・ツアー参加者のみならず参加者以外の方向けにも、熊野古道サポーターズクラブへの入会及び活動への参加、熊野古道伊勢路一斉クリーンアップ作戦への参加につながるように効果的なPRを行うこと。

※1 熊野古道サポーターズクラブ

世界遺産である熊野古道伊勢路を守り伝える活動を応援するために組織したクラブ。伊勢路に関心がある方なら誰でも申し込み可能で、年会費は不要(法人も申し込み可能)。

<https://www.kodo.pref.mie.lg.jp/supportersclub/index.html>

会員を対象とした清掃ウォークは、令和7年度は12月から3月にかけて8つの峠において実施。

<https://www.pref.mie.lg.jp/HKISHU/HP/m0012800141.htm>

※2 熊野古道伊勢路一斉クリーンアップ作戦

熊野古道の保全について社会の関心を高めるとともに、熊野古道に関心・愛着を持つ人を増やしていくため、保全団体とボランティアで「熊野古道伊勢路一斉クリーンアップ作戦」を毎年12月ごろに実施。

<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0004900196.htm>

④ 熊野古道伊勢路保全活動PR用パンフレットの発行

- ・上記①～③などで活用することを想定した保全活動をPRするためのパンフレットを発行すること。印刷部数は以下のとおり。

【対象パンフレット・印刷部数】

「熊野古道伊勢路保全活動PR用パンフレット」10,000部

- ・対象パンフレットについて、仕様は以下のとおりとすること。

○仕上がりサイズ：A4判 縦型 全4ページ

○刷版：CTP版又はPS版(どちらでも可)

○印刷：オフセット

○色数：4/4 フルカラー

○校正：文字校正2回以上、色校正1回以上

○用紙：マットコート紙 A全判 70.5kg

- 加工：折り加工（2つ折り）
- 電子媒体制作：要（以後の編集が可能なデータ形式（Illustrator（Windows 対応）等）及びホームページに掲載が可能なデータ形式（PDF 等）とし、CD-R 等の記録媒体で納品すること。）
- 本契約にかかる印刷については、「みえ・グリーン購入基本方針」に基づく「令和8年度環境物品等の調達方針 3 役務 印刷」の判断基準を満たすこと。（同調達方針では、印刷にかかる「判断基準及び配慮事項」は“国基準等を準用”しているため、具体的には「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」第6条の規定により定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和8年2月）22－2印刷」の「判断の基準」（基準値1）を満たすこと。ただし、作成する印刷物の印刷用紙において当該「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合は代替品を認める。

（2）納品する成果品及び期日等

①事業実績報告書

委託業務完了の日から起算して10日を経過した日または令和9年3月19日（金）のいずれか早い日までに、事業実績報告書1部（様式任意、A4版・両面印刷）を提出して完了検査を受けること。

なお、事業実績報告書には次の項目を含まなければならない。

- （ア）委託業務の実施内容
- （イ）委託業務の成果
- （ウ）委託業務の実施により生じた成果物の目録
- （エ）その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料
- （オ）上記資料に関する電子データ 1式

②業務内容に示す成果品及び電子データ一式

以後の編集が可能なデータ形式及びホームページに掲載することを想定したデータ形式（PDF 等）とし、CD-R 等の記録媒体で納品すること。

【成果品の提出先】

〒514-8570 津市広明町13番地
三重県 地域連携・交通部 南部地域振興局 東紀州振興課（三重県庁2階）

5 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、納品された成果物の内容に不備があることが判明した日から1年間とする。この間に契約不適合が発見された場合には、受託者の責任において補修等を行うこと。

6 業務実施上の条件

- ・委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容に

については、三重県と協議を重ねながら実施するものとする。そのため、協議の結果、提案内容と業務実施内容とが異なる場合がある。

- ・本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引き渡し完了したときに、三重県に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、成果物の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、著作権は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。ただし、成果物等のうち、次の著作物の著作権については、三重県に帰属しないものとする。

（ア） 雑誌等紙媒体の掲載記事

（イ） テレビ番組

（ウ） 広告制作にあたって受託者が複製権、使用権を得た著作物

- ・再委託を行う場合には、業務委託契約書の規定により事前に三重県の承認を得るとともに、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、業務遂行上、必要に応じて、再委託先に対して三重県が直接に指示監督する場合がある。
- ・委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- ・本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には罰則の適用があるので留意すること。
- ・受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により偽造又は不正取引等で三重県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- ・受託者は、契約の履行に当たって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

（ア） 断固として不当介入を拒否すること。

（イ） 警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をすること。

（ウ） 三重県に報告すること。

（エ） 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、三重県と協議を行うこと。

なお、受託者が（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講ずる。

- ・受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- ・三重県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- ・三重県が受託者を決定した後、契約にあたり、仕様書に定める事項及び仕様書に定め

られた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく三重県と協議を行うものとする。

別記

「個人情報の取扱いに関する特記事項」

注) 「甲」は県の機関等を、「乙」は受託者をいう。

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等関係法令を遵守すること。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護責任者」という。)及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。)を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(作業場所等の特定)

第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)とその移送方法を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(保有の制限)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、甲の指示に従わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第8条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下「個人情報保護法」という。)第66条第2項及び第67条、個人情報保護法及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者についての労働派遣契約書において個人情報の取扱いを明示する等、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第2項から第6項の措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

- 一 再委託する業務の内容
- 二 再委託先
- 三 再委託の期間
- 四 再委託が必要な理由
- 五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容
- 六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約
- 七 再委託先の監督方法
- 八 その他甲が必要と認める事項

3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

- 一 再委託先
- 二 再委託する業務の内容
- 三 再委託の期間
- 四 再委託先の責任体制等
- 五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法
- 六 その他甲が必要と認める事項

4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再

委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第11条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
- 五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- 六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- 七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- 八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(受渡し)

第12条 乙は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第13条 乙は、この契約による事務を処理するために保有した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第14条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第15条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じ

られているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第16条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合及び個人情報保護法に違反した場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。